

## 高知DMAT運用計画

### (目的)

- 第1条 この計画は、高知県内外で、地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合に、迅速に救出・救助部門と合同して救急治療を行うための専門的な研修として厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修」又は県が実施する「高知DMAT研修会」（以下「DMAT研修」という。）を受けた県内の災害派遣医療チーム（以下「高知DMAT」という。）の派遣や出動の際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定める。
- 2 この計画は、高知県地域防災計画及び高知県災害時医療救護計画に基づき、日本DMAT活動要領の内容を踏まえて、高知DMATの運用に関する事項を具体化したものであり、今後これらの計画等が変更された場合には、必要に応じて変更するものとする。

### (用語の定義)

- 第2条 この計画で使用する用語の定義は次のとおりとする。
- (1) 出動 高知DMAT指定医療機関の長が、高知DMATを編成して広域的な災害拠点病院及び災害拠点病院等（以下「災害拠点病院等」という。）や被災現地に行かせること
  - (2) 派遣 高知県知事（以下「知事」という。）が、被災地内の都道府県知事の応援要請に応じて、高知DMAT指定医療機関の高知DMATを要請元の都道府県に行かせること
  - (3) 出動要請 知事が、高知DMAT指定医療機関の長に対して、高知DMATの出動を要請すること
  - (4) 派遣要請 知事から、国又はその他の都道府県に対して、DMATの派遣を要請すること
  - (5) 自主的出動 高知DMAT指定医療機関の長が、第10条第3項、第4項及び第5項の規定に基づき、高知DMATを出動させること
- 2 前項で定める用語以外については、日本DMAT活動要領で定める用語の定義を準用するものとする。

### (指定医療機関)

- 第3条 知事は、高知DMATの設置並びに編成及び運営につき、依頼に基づき協力を申し出た高知県の災害拠点病院等を高知DMAT指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）として指定する。
- 2 知事は、指定医療機関との間で高知DMATの出動に関する協定を締結する。
- 3 知事は、第1項による指定をしたときは、指定医療機関に対して指定証（別記第1号様式）を交付する。

### (編成及び登録)

- 第4条 高知DMATは、指定医療機関の職員をもって編成することを基本とし、DMAT1隊の構成は、医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の計4名を基本とする。ただし、必要に応じ、DMAT研修を受けた薬剤師、放射線技師、検査技師等の職員を加えることができる。

- 2 知事は、DMA T研修を修了した者を高知DMA T隊員（以下「隊員」という。）として高知DMA T隊員登録者名簿（別記第2号様式）に登録する。
- 3 知事は、隊員に対して隊員証（別記第3号様式）を交付する。ただし、日本DMA T隊員養成研修を修了し、厚生労働省の定めるDMA T隊員証が交付された隊員においては、それをもって代えることとする。
- 4 高知DMA Tを有する医療機関の長は、4月1日に従事する隊員について、高知DMA T隊員登録者届出書（別記様式第4号）により、毎年4月末までに報告する。

（リーダー及び統括）

第5条 高知DMA Tの各チームにリーダーを置く。

- 2 リーダーは、チームの医療活動を統括する。
- 3 複数の高知DMA Tが出動要請されるような災害等での活動においては、各チームのリーダーの中から統括を置き、高知DMA Tの医療活動全体を統括する。
- 4 前項の規定により統括するリーダーは、統括DMA T研修又は日本DMA T隊員養成研修を修了した隊員の中から選任することを基本とする。

（装備機材）

第6条 高知DMA Tが現場に携行する医療資機材、ユニフォーム等の装備品は、指定病院が整備することを基本とする。

- 2 広域搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の運営に必要な資機材については、県が整備することを基本とする。

（高知DMA T協議会と四国4県連携）

第7条 知事は、高知DMA T協議会を設置し、高知DMA Tの運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討協議する。

- 2 前項における検討協議の内容は、四国4県において、広域的な医療連携体制を構築するため相互に情報を共有するとともに、必要に応じて四国4県のDMA Tの連携・運用のあり方等について検討協議する。

（研修等）

第8条 指定医療機関の長は、隊員の技術の向上等を図るため、院内外における研修、訓練に努める。

- 2 知事は、隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。
- 3 隊員は、属する指定医療機関の長の判断により、県と連携して、研修等の実施に協力するものとする。

（出動基準）

第9条 高知DMA Tの出動基準は、次のとおりとする。

- （1）高知県内での災害等により、重症患者が10名以上発生、又は発生することが予測され、かつ地域の通常の救急医療体制では対応が困難と考えられる場合
- （2）四国内での災害等により、重症患者が10名以上発生、又は発生することが予測され、かつ当該県内の通常の救急医療体制では対応が困難と考えられる場合
- （3）前2号に定める場合のほか、高知DMA Tが出動し対応することが効果的であると認められる場合

- (4) 国あるいは他都道府県からの派遣要請に基づき、高知DMATの出動の必要性が認められる場合

(出動)

- 第10条 知事は、第9条の出動基準に照らし、高知DMATの出動が必要と認められるときは、指定医療機関の長に対して高知DMATの出動を要請する。
- 2 指定医療機関の長は、知事から出動要請を受けたときは、チームを編成し出動可能な場合に高知DMATを出動させる。
  - 3 指定医療機関の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に高知DMATを出動させた場合は、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。
  - 4 前項の規定により知事が承認した高知DMATの出動は、知事の要請に基づく出動とみなす。
  - 5 前2項の規定は、当面の間、県内及び四国内への高知DMATの出動について適用することを基本とするが、四国外への自主的出動を妨げるものではない。
  - 6 現場での活動が終了した後、出動した高知DMATは、指定医療機関の長を通じて活動記録(別記第5号様式)を知事に提出する。

(待機要請)

- 第11条 知事は、災害等が発生し、第9条の出動基準に該当することが見込まれる場合、指定医療機関に高知DMATの待機を要請する。
- 2 待機要請の手順は出動要請の手順に準じて行う。
  - 3 次の場合に指定医療機関の長は、知事からの要請を待たずに、高知DMATを待機させる。
    - (1) 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
    - (2) 前号以外の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
    - (3) 国内で津波警報(大津波警報)が発表された場合
    - (4) 東海地震注意報が発表された場合
    - (5) 国内で大規模な航空機墜落事故が発生した場合
    - (6) 高知DMATの出動を要すると判断するような災害等が発生した場合

(災害等が発生した場合の県の役割)

- 第12条 高知県災害対策本部、高知県災害医療対策本部、若しくはこれらが設置されていない場合は、県は、高知DMATの運用について次の業務を行う。
- (1) 高知DMATの出動要請
  - (2) 関係機関との連絡調整
  - (3) 指定医療機関等に対する高知DMATが必要な被災現場に関する情報の提供
  - (4) 搬送手段の確保等に関する調整及び情報提供

(各DMAT本部等の設置と役割)

- 第13条 県等は、DMAT活動等を円滑に行うために、次の組織を設置する。
- (1) 県は、災害医療対策本部内に、県内等で活動する全てのDMATを指揮するDMAT高知県調整本部を設置する。
  - (2) DMAT高知県調整本部は、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を選定しDMAT活動拠点本部を設置する。

- (3) DMAT活動拠点本部は、必要に応じて、DMATが活動する病院にDMAT病院支援指揮所を、DMATが活動する災害現場等にDMAT現場活動指揮所をそれぞれ設置する。
  - (4) 県は、必要に応じて、管内の各SCUに、広域医療搬送に関わるDMATの活動を統括するDMAT・SCU本部を設置する。
  - (5) 県は、他の都道府県の被災にあたり、広域医療搬送拠点やDMAT参集拠点が県内に指定された場合に、DMAT域外拠点本部を設置する。
- 2 前項により設置された各DMAT本部等に関する規定については、日本DMAT活動要領を準用するものとする。

(DMATを出動させた指定医療機関の役割)

第14条 指定医療機関は、高知DMATを出動させた場合は、次の業務を行う。

- (1) 出動した高知DMATの活動の把握及び必要な支援
- (2) 出動した高知DMATからの現地情報の収集
- (3) 収集した現地情報の県及び関係機関への伝達（高知県救急医療・広域災害情報システムへの情報入力を含む。）

(活動範囲)

第15条 高知DMATの活動範囲は、主に次の2種類とする。ただし、県外での活動については、日本DMAT登録者により編成される高知DMATに行わせることを基本とする。

- (1) 高知県内外の災害等の被災地内での活動
- (2) 高知県内外の災害等の被災地から広域医療搬送等を実施する場合の被災地外での活動

(活動内容)

第16条 高知DMATの活動内容は、次のとおりとする。ただし、航空機を用いた患者搬送については、基本的に、日本DMAT隊員養成研修を修了した高知DMATを対象とする。

- (1) 消防機関等と連携し、災害現場における医療情報の収集及び伝達、トリアージ、応急治療及び搬送等（現場活動）
- (2) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療等（病院支援）
- (3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の治療（地域医療搬送）
- (4) 被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外に航空機等を用いた患者搬送（広域医療搬送）
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

(後方支援)

第17条 高知DMATは、移動、医薬品等の資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。この場合において、県、消防機関及び医療機関等は、高知DMATの活動が効果的なものとなるよう可能な限り、支援、調整を行う。

(連絡体制等)

第18条 県、指定医療機関は、高知県救急医療・広域災害情報システム等を活用して高知DMATの活動に必要な情報を積極的に収集し、情報の共有を図る。

2 知事は、必要に応じて、市町村、消防機関、日本赤十字社高知県支部等に対して、情報を提供し、高知DMATの活動の支援を要請又は依頼する場合がある。

(ドクターヘリの活用)

第19条 DMAT活動等には、必要に応じて、高知県ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリを活用することができる。

(補償)

第20条 高知DMATの医療救護活動に伴う事故に対応するため、県は、隊員の傷害保険等に参加する。

(協議)

第21条 この運用計画に定めのない事項、又はこの運用計画に関し疑義が生じた事項については、第7条第1項の規定により設置する高知DMAT協議会での協議を経て、高知県災害医療対策本部会議で決定する。

(日本赤十字社高知県支部との協働)

第22条 日本赤十字社高知県支部が設置する病院の救護班は、同支部の判断により、この計画における高知DMATと協働して活動するものとする。

2 前項の規定により高知DMATと協働する救護班は、あらかじめ隊員として登録する。

附 則

この計画は、平成21年7月31日から施行する。

この計画は、平成26年3月24日から施行する。